

第 5 8 号議案

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年長岡京市条例第 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 6 月 8 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

職員の子育て支援の充実を図ることを目的とした新たな休暇を新設することに伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年長岡京市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学前の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規程で定める者を含む。以下この項において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障がいにより管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、<u>介護時間</u>(職員</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学前の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規程で定める者を含む。以下この項において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障がいにより管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)<u>又は介護時間</u>(職</p>

改正後	改正前
<p>が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。) <u>又は子育て部分休暇(職員が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</u>の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。